

「電気需給契約」重要事項説明書（家庭・小規模事業者様向け）

※ご契約前に「電気需給契約申込書」記載内容と合わせてご確認ください。

1 お申込み方法・供給開始までの流れ

- (1) 需給契約を申し込まれる場合は、当社の電気需給契約申込書に必要事項をご記入のうえお申込みいただき、これに対して当社が供給承諾の意思表示を行ったときに成立いたします。ただし、当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況等により、電力小売供給契約の申込みを承諾できない場合があります。
- (2) 当社は、お客さまの電力小売供給契約の申込みを承諾したときに、お客様に供給開始予定日を通知し、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (3) 現在ご契約中の小売電気事業者との契約を解除することで、解約金の発生やポイントの失効など、お客さまの不利益となる事項が発生する可能性があります。どのような不利益を被るかは従前の小売電気事業者にご確認ください。

2 料金について

- (1) ご契約いただくプラン、契約容量（kVA）及び契約電力（kW）は、お客さまのお申込みいただいた内容に基づき適用いたします。
- (2) お客さまに適用される基本料金、電力量料金単価及び料金の算出方法は、使用する電力の最大容量に応じ以下のプランから選定いただけます。

①電灯契約

従量電灯 低圧F（※1）	最低料金	電力量料金		
	最初の15kWh まで	15kWh超 ～120kWhまで	120kWh超 ～300kWhまで	300kWh超
	295.00円	19.79円/kWh	24.66円/kWh	28.10円/kWh
従量電灯 低圧H（※2）	基本料金	電力量料金		
	390.00円/kVA	最初の120kWh まで	120kWh超 ～300kWhまで	300kWh超
		17.62円/kWh	20.46円/kWh	22.96円/kWh

※1：主にご家庭向けのメニューで、電灯または小型機器を使用し、同時に使用する電気の最大容量（最大需要容量）が6kVA未満のお客さまが該当します。

※2：小規模の事業所、ご家庭等で電灯、小型機器を多くお使いいただく場合のメニューで、契約上利用できる電気の最大容量（契約容量）が6kVA以上であり、かつ原則として50kVA未満のお客さまが該当します。

②動力契約

	基本料金	電力量料金	
		夏季料金	その他季料金
動力契約 低圧I（※3）	1073.00円/kW	13.80円/kWh	12.33円/kWh

※3：商店、事務所、飲食店、工場等で、3相200ボルトの大型エアコン、業務用冷蔵庫、ポンプ等の機器をお使いいただく場合のメニューで、低圧で電気の供給を受け、動力を使用し、契約電力が原則50kW未満のお客さまが該当します。

- (3) 電気料金には毎月、電気供給約款別表2に基づき燃料費調整額を算定し、加減いたします。詳細は、当社ホームページに掲載している電気供給約款をご確認ください。また、電気料金の一部として、電気をご使用のお客さまに電気のご使用量に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金をご負担いただきます。

- (4) 料金の計算方法は次のとおりです。

電気 料金	=	最低料金 または 基本料金	+	電力量料金 <small>（電力量料金単価×ご使用量）</small>	±	燃料費調整額 <small>（燃料費調整単価×ご使用量）</small>	+	再生可能エネルギー発電促進賦課金 <small>（再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×ご使用量）</small>
----------	---	---------------------	---	--	---	---	---	--

※全く電気を使用しない場合の基本料金は、半額となります。

- (5) 送配電事業者が予め定める日に検針が行われます。当社はその検針結果を受け取り、電気供給約款または電気供給条件に従って毎月の電気料金を算定いたします。
- (6) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とし、新しく供給を開始する場合

や需給契約が消滅する場合等は日割計算を行います。

- (7) 電気のご使用量および電気料金は、インターネット上での開示または郵送等によりお知らせいたします。また、個人契約者さまへのお知らせは、電子メールの送信によることを原則といたします。
- (8) お客さまが新たに電気を使用される場合などで、新たに配電設備や特別供給設備を施設するときや、新たな電気の使用などにもならないお客さまの希望によって供給設備を変更する場合は、託送供給等約款に従い当社が送配電事業者に支払うべき金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

3 当社の電気について

当社は、生駒市及びその周辺地域の再生可能エネルギー（太陽光発電、小水力発電及びバイオマス発電）を優先的にその電源とし、不足する電力については大阪瓦斯株式会社からのバックアップ電源を受け、生駒市を中心として電力供給いたします。詳しくは、当社ホームページをご覧ください。

4 料金のお支払いについて

- (1) 電気料金については毎月、工事負担金その他についてはその都度、原則として口座振替の方法によりお支払いいただきます。
- (2) 当社が手続き上必要と判断した場合は、払込みその他の方法によってお支払いいただきます。なお、払込みその他の方法によりお支払いいただく場合で、お支払いに要する費用が生じる場合は、お客様に負担していただきます。
- (3) 個人契約のお客さまで、電気のご使用量及び電気料金に関するお知らせの郵送発行を希望される場合、電気料金に加え毎月 100 円（消費税込み）の発行手数料をいただきます。
- (4) 電気料金ならびに当社との他の契約の料金について、支払期日を経過してもお支払いが確認できない場合は、当社は 15 日前を目安に通知のうえ契約を解除することができます。

5 契約期間及び自動更新について

- (1) 契約期間は、需給契約が成立した日から、受給開始日以降 1 年目の日までとします。
- (2) 契約期間満了に先立って需給契約の消滅または変更がない場合は、契約期間満了後も、同一期間について同一条件で継続されるものとします。

6 お客さまが行う契約の変更及び解除について

- (1) 契約の変更や解約を希望される場合は、当社へお申し付けください。
- (2) お客さまが需給契約の自動更新を希望されない場合、契約期間満了日の属する月の前月末日までに、当社に対して事前の解約のお申し出をいただくことで本契約を解約することができます。
- (3) お引越等により電気の供給が不要となった場合は、電気の使用停止日が決まり次第、当社に対して事前に解約のお申し出をいただくことで、本契約を解除することができます。
- (4) 他の小売電気事業者へ切替をされる場合は、当社への契約解除のお申し出は不要ですが、切替日は、新しく契約される小売電気事業者へ問合せください。

7 当社が行う契約の変更又は解除について

- (1) 当社は、保安上の危険がある場合、不正に電気を使用された場合、その他電気供給約款または電気供給条件に違反した場合には需給契約を解約することがあります。
- (2) 当社が必要と判断した場合は、電気供給約款または電気供給条件を変更いたします。変更する場合は、インターネットでの開示など当社が適当と判断する方法で効力発生時期を定めてお客さまに周知いたします。

8 違約金について

お客さまが、電気供給約款 37（解約）(4)ロまたはハに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

9 設備の賠償について

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、お客さまは当社または送配電事業者に生じた損害を賠償していただきます。

10 免責事項

- (1) 送配電事業者の指示や災害の発生などにより電気の供給を中止または制限する場合があります。これら、当社の責めによらずに電気の供給を中止または制限する場合、当社は賠償の責めを負わないものといたします。
- (2) その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。なお、当社の責めに帰すべき事由により事故が生じた場合であっても、生産中の原材料の損失、逸失利益、営業補償等の二次的な損失および損害については、当社は賠償の責めを負いません。

11 個人情報の取扱いについて

- (1) 当社は、電気をお客さまにご利用いただくにあたり、電気需給契約の申込受付等により、当社が直接または業務委託先等を通じて、お客さまの個人情報（お客さまの氏名、住所、電話番号等）を取得いたしますが、これらの情報は、当社プライバシーポリシーに従い取扱い、以下の目的に利用させていただきます。
 - ①電気の需給契約の締結・履行
 - ②電気の調達、託送に関する活動
 - ③いこま市民パワーに関する事業活動
 - ④その他これらに付帯する業務に資するための諸活動
- (2) お客さまの個人情報は、手続きに必要な範囲で、現在ご契約中の小売電気事業者、送配電事業者および電力広域的運営推進機関との間で共同利用いたします。
- (3) お客さまが、需給契約によりお支払いいただくことが必要になった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してもお支払いが確認できない場合などには、お客さまの氏名、住所、お支払状況などの情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

12 需給契約締結時等のご説明について

- (1) 当社は、電気事業法第2条の13において定められている契約締結前の書面交付について、書面でご説明する事項を除いては、書面交付に代えて、電気供給約款を当社ホームページに掲載する方法によりこれを提供します。また、同法第2条の14に基づく契約締結後の書面交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
- (2) 電気供給約款や需給契約の内容を変更する場合における電気事業法第2条の13及び第2条の14に基づく書面交付については、その変更内容をお客様にお知らせいたします。その際には、供給条件の説明を、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、当該変更をしようとする必要事項のみを説明し、記載することについてあらかじめ承諾していただきます。
- (3) 需給契約を更新する場合における供給条件の説明及び書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行うこととし、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明は継続後の契約期間のみとし、同法第2条の14に基づく書面の交付は当社の名称及び住所、契約年月日、継続後の契約期間並びに供給地点特定番号のみを記載することについてあらかじめ承諾していただきます。

13 その他

- (1) 当社が供給する電気の標準電圧は100Vおよび200V、標準周波数は60Hzとします。
- (2) 当社または送配電事業者などが必要と判断した場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの使用場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。また、電気供給に必要な施設の設置や電力品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款におけるお客さまが遵守すべき事項について承諾していただきます。

14 お問い合わせ先

事業者の名称	いこま市民パワー株式会社（小売登録番号 A0435）
事業者住所	奈良県生駒市谷田町 1615
お問い合わせ	電話：0743-75-5020 ※受付時間：9:00～17:00（月～金、年末年始・祝日は除く） ホームページ： https://www.ikomacivicpower.co.jp/

【クーリング・オフ（お申込みの撤回または契約の解除）について】

- (1) 特定商取引に関する法律（以下「法」といいます。）にいう訪問販売または電話勧誘販売でお申込み（またはご契約）された場合、本書面を受領した日（本書面より前に法に定める申込みの内容を記載した書面を受領した場合は、当該書面を受領した日）を含む8日間は、書面により、お申込みの撤回（契約成立後は契約の解除）をすることができ、その効力は書面を発信したときに生じます。
- (2) 上記(1)に記載した事項にかかわらず、当社または当社の代行店が、お申込みの撤回または契約の解除に関する事項につき不実のことを告げたことにより誤認をし、または、威迫したことにより困惑し、これらによって、お申込みの撤回または契約の解除を行わなかった場合には、クーリング・オフ妨害の解消のための法に定める書面を受領し、その内容について説明を受けた日を含む8日間は、書面により、お申込みの撤回（契約成立後は契約の解除）をすることができ、その効力は書面を発信したときに生じます。
- (3) 上記(1)または(2)のお申込みの撤回または契約の解除があった場合、お客さまは、損害賠償または違約金の負担はなく、役務の提供が既になされている場合においても、代金その他の金銭の支払いを請求いたしません。
代金がお支払い済みのときは、速やかにその全額を返還いたします。
- (4) 上記(1)または(2)のお申込みの撤回または契約の解除があった場合、本契約にかかる役務の提供に伴い、お客さまの土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、お客さまのご請求により、原状回復に必要な措置を無償で講じます。